

委託仕様書

1 件名

中学校移動教室宿泊施設借上業務委託

2 履行期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

※原則、1団体につき2泊3日で実施するが、感染症等の拡大状況により変更する場合がある。

3 参加予定団体

	団体名	団体数	備考
1	中学校	24	義務教育学校後期課程を含む。
2	中学校特別支援学級合同	1	
3	中学校合同実地踏査	1	7月下旬予定

4 参加予定人数

	団体名	人数		備考
		生徒	引率者	
1	中学校	2739	216	2年生及び8年生対象
2	中学校特別支援学級合同	155	62	全学年対象
3	中学校合同実地踏査	—	50	次年度向け対象

※3・4の団体数及び人数は前後する場合がある。

5 宿泊施設

	団体名	地域
1	中学校	長野県八ヶ岳周辺
2	中学校特別支援学級合同	
3	中学校合同実地踏査	

6 業務概要

(1) 移動教室及び実地踏査の実施・運営に関する業務

7 業務詳細（移動教室及び実地踏査の実施・運営に関する業務）

(1) 宿泊施設及び施設内における食事の提供

教育委員会が指定する以下の要件を備えた施設及び食事を手配し提供すること。

ア 宿泊施設要件

以下の要件を全て満たすこと。

- (ア) 参加人数に見合った部屋数及び部屋の広さがあること。
- (イ) 提供する部屋について、部屋間で大きな仕様の格差が存在しないこと。
- (ウ) スロープやエレベーター、広いスペースのトイレ及び手すりが設置されている等バリアフリーであること。但し、施設内にバリアフリーでない場所がある場合、移動の手助け等合理的配慮を行えること。
- (エ) 参加人数に見合った男女別に使用できる洗面所の数があること。
- (オ) 参加人数に見合った浴室の広さや、シャワー及びカランの数があること。
- (カ) 参加人数に見合った食堂の広さがあること。
- (キ) 参加人数に見合った男女別のトイレの数があること。
- (ク) 校長室、保健室及び休養室として使用可能な部屋があること。
- (ケ) 参加人数全員が集合し催事等を実施できる部屋（大広間等）があること。
- (コ) 館内放送があり、団体により使用可能であること。
- (サ) 感染症等の対策が十分に行われていること。また、感染が疑われる者が発生した場合の隔離部屋を1団体最低2部屋用意すること。
- (シ) 日頃から災害等非常時に備えた避難誘導訓練を実施していること。
- (ス) 火災や自然災害に備えた安全設備を完備し、点検等の関連法令を遵守していること。
- (セ) 災害等の緊急事態（予報を含む）における自治体からの情報受信手段を有し、かつ必要に応じて団体に情報提供できること。
- (ソ) 建築基準法及び消防法に基づく検査済証等を所持していること。
- (タ) 行程中に急病人や怪我人が発生した場合、宿泊施設の車両使用に協力できること。
- (チ) 一般客との同宿を避けるため、1団体のみでの単独使用が可能であること。困難である場合、棟やフロア単位で単独使用する等して、一般客との同宿を避けるよう配慮すること。
- (ツ) 参加者のうち生徒の利用に関する作業（掃除、布団の収納等）については、指導面の観点から生徒自身に実施させる場合があるため、作業の分担について各団体、宿泊施設及び受託者で協議の上、決定できること。

イ 宿泊施設確保

- (ア) 移動教室については、1団体1施設を確保すること。
- (イ) 実地踏査については、移動教室本番時に各学校が利用する施設を確保すること。困難である場合、近隣の施設を確保し、行程中に施設内を十分視察できるよう配慮すること。
- (ウ) 学校が個別に実地踏査を希望した場合、該当校が利用する施設の利用を希望する場合は確保すること。困難である場合、近隣の施設を確保し、行程中に施設内を十分視察できるよう配慮すること。

ウ 食事要件

以下の要件を全て満たすこと。

- (ア) 各団体の行程初日の夕食、行程2日目の朝食・昼食・夕食、行程最終日の朝食・昼食に加え、行程初日及び2日目の午後におやつを提供すること。
 - (イ) 昼食は弁当形式とし、各日に参加者に提供すること。
 - (ウ) 参加者、特に生徒の健康面に配慮し、成長過程に適した献立を設定すること。また、レトルト製品は使用しないこと。
 - (エ) 各団体より、食事又はおやつの追加提供の依頼があった場合、その手配を行うこと。
 - (オ) 各団体より、食事又はおやつの提供を要しない旨の依頼があった場合、その依頼に従うこと。
 - (カ) 各団体より、食物アレルギーや宗教食等の食事に配慮を要する参加者への個別対応の依頼があった場合、その依頼に従うこと。
 - (キ) 献立表、献立食材のアレルギー表示（義務7品目＋推奨20品目）及び主要食材（米・青果・魚介・食肉・卵・牛乳）の産地情報を、行程実施前に各団体及び教育委員会に情報提供すると共に、行程中施設内に掲示すること。
 - (ク) 参加者のうち生徒の利用に関する作業（配膳、後片付け等）については、指導面の観点から生徒自身に実施させる場合がある。作業の詳細については各団体、宿泊施設及び受託者で協議の上、決定すること。
- (2) 付帯施設の提供
- ア 各団体が希望する場合、体育館を施設内又は施設近隣に確保できるよう努めること。また、施設は35m×21m程度の広さを確保すること。
 - イ アの例に依存せず、各団体の希望により、付帯施設を確保できるよう努めること。
- (3) 登山ガイド等の手配
- ア 学校が希望した場合、登山ガイド等を手配すること。（上限1校2名）困難な場合は、紹介等の情報提供をすること。なお、登山ガイドにかか

る料金は契約内容に含めず、教育委員会より別途支払うこととし、支払方法は可能な限り江東区指定の「請書兼請求書」による履行後の口座振替が可能であること。

(4) 教育委員会との打合せ・連絡・情報提供

ア 各団体との打ち合わせの前に、全体の実施計画について、教育委員会と十分に打ち合わせを実施すること。その際、本区移動教室の趣旨や目的を熟知し、有用な提案ができるよう努めること。

イ 教育委員会が行程実施のため現地の情報を求める場合、これに応じ、情報提供や支援に努めること。

ウ 各団体の行程終了後一週間以内に、教育委員会へ実績報告書を提出すること。

(5) 各団体との打合せ・連絡・情報提供

ア 宿泊施設の選定に際し、必要な詳細情報（宿泊施設の情報、付帯施設の情報及び施設近隣の学習施設・観光資源・医療機関の情報等）を収集の上、各団体に提供し、又必要に応じて適切な助言を行うこと。

イ 行程実施前に、各団体と行程について十分に打ち合わせを実施すること。その際、各団体の行程の趣旨や目的を熟知し、有用な提案ができるよう努めること。

ウ 行程実施のため現地の情報を求めるときはこれに応じ、情報提供や支援に努めること。

エ 行程決定後に各団体が行程の変更及びキャンセルを求めるときはこれに応じ、情報提供や支援に努めること。

オ 行程実施後に、各団体からの行程に関する意見や要望等を収集し、必要に応じ関連する施設への伝達や、各団体への回答又は回答の仲介を行うこと。

(6) 中学校向け説明会への出席

全中学校向けに実施する説明会に出席し、十分な説明及び質疑応答を実施すること。

(7) 事故等発生時の対応

ア 行程中に事故が発生した場合、状況を各団体及び教育委員会に速やかに報告し、事態解決に協力すること。

イ 災害等の緊急事態（予報を含む）が発生した際は、教育委員会、各団体、宿泊施設、バス事業者及び関係機関と連携の上、速やかに対応すること。また、アのような事態における連絡体制について、事前に各団体と打ち合わせを実施すること。

8 支払方法

(1) 教育委員会が受託者に支払う経費

ア 宿泊施設借上費用及び付帯施設借上費用は、受託者の請求により月締めで支払う。

イ 食事費用のうち公費負担分は、受託者の請求により月締めで支払う。

ウ その他費用が発生する場合、教育委員会と受託者との協議により支払い方式を定める。

(2) 各団体が受託者に支払う経費

ア 食事費用のうち自己負担分は、各団体が参加者から徴収し、受託者の請求により各団体から一括で支払う。

イ その他費用が発生する場合、各団体と受託者との協議により支払い方式を定める。

9 受託者の責務

(1) 参加者への安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。

(2) 常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜教育委員会に報告すること。

(3) 関係法令を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に実施すること。

10 個人情報の取り扱い

(1) 別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」のとおりとする。

(2) 業務上の秘密及び業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約終了後においても同様とする。特に各団体から提供される参加者の個人情報について、取扱いには十分注意すること。

11 その他

(1) 行程の変更及びキャンセルの取扱いは、教育委員会と受託者により別途協議の上、決定する。

(2) 本契約に定めのない事項又は作業の実施に当たって疑義が生じた場合は、教育委員会と受託者が協議の上、これを定めるものとする。

(3) 本契約の履行にあたって自動車を使用し又使用させる場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

11 担当

江東区教育委員会事務局 学務課学校経理係

電話：03-3647-9176 FAX：03-3647-9053

メール：5511020@city.koto.lg.jp

個人情報の取扱いに関する特記条項

(個人情報保護法等の遵守)

第1条 乙は、個人情報の保護に関する法律のほか、甲の定める江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則並びに情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に基づき、個人情報の取扱いに関する特記条項（以下「特記条項」という。）を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 作業責任者は、仕様書及び特記条項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、仕様書及び特記条項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4条 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、仕様書及び特記条項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしては

ならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 乙は、本委託業務にかかわる作業責任者及び作業従事者から、秘密保持に関する誓約書（甲に対する誓約書をいう。以下単に「誓約書」という。）を徴取し、これを甲に提出しなければならない。

（再委託）

第7条 乙は、本委託業務の全部の委託をしてはならない。

- 2 乙は、甲の書面による許諾を得た場合に限り、本委託業務の一部の委託（以下「再委託」という。）をすることができる。
- 3 乙は、前項の許諾を得ようとするときは、次の事項を明確にした上で、事前に、書面により再委託をする旨を甲に申請しなければならない。
 - (1) 再委託を受ける者の名称
 - (2) 再委託をする理由
 - (3) 再委託をして処理する内容
 - (4) 再委託を受ける者において取り扱う個人情報
 - (5) 再委託を受ける者における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託を受ける者が当該再委託に係る業務の全部又は一部の委託をすることの有無
 - (7) 再委託を受ける者に対する管理及び監督の方法
- 4 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、再委託を受けた者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対し、再委託を受けた者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 5 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、乙と再委託を受けた者との契約において、再委託を受けた者に対する乙の管理及び監督の手段及び方法を具体的に規定しなければならない。
- 6 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、その履行につき管理及び監督をするとともに、甲の求めに応じ、管理及び監督の状況を甲に対し適宜報告しなければならない。
- 7 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、再委託を受けた者に、当該再委託に係る業務にかかわる作業責任者及び作業従事者から誓約書を徴取させなければならない。
- 8 前項の誓約書は、乙が、再委託を受けた者から受け取り、甲に提出しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8条 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第9条 乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管

すること。

- (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
 - (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - (4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ、業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
 - (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
 - (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
 - (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
 - (8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
 - (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
 - (10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(個人情報の受渡し等)

第11条 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

- 2 本委託業務において電子計算組織の運用又は保守をする場合は、乙は、業務の着手前に、接続又は操作をすることができる情報の種類及び範囲並びに接続又は操作の方法について甲の指示を受けるものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第12条 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を

講じなければならない。

- 5 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故にかかわる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 甲は、乙が特記条項に定める義務を履行しない場合は、特記条項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙の故意又は過失を問わず、乙が特記条項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

江東区契約における暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

第1条 甲は、乙（乙が共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員又は組合員のいずれかの者が該当する場合を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき、又は暴力団員等が乙の経営に事実上関与していると認められるとき。
- (2) 業務に関し、不正に財産上の利益を凶るため、又は第三者に損害を加えるために暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第1号から第4号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。

3 乙は、契約保証金の納付がなく、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額（契約の一部の履行があったときは、契約金額から履行部分に対する契約代金相当額を控除して得た額の100分の10相当額）を違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

5 前各項に定めるもののほか契約解除に伴う措置等については、契約条項の関係規定を準用するものとする。

(不当介入に関する報告及び届出)

第2条 乙は、契約の履行にあたり、暴力団等から、区が締結する契約に関し契約の相手方に、工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けた場合（下請人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、速やかに甲に報告するとともに、警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）へ届出を行わなければならない。

2 乙は、前項の規定による報告及び届出により、甲が行う調査並びに管轄警察署が行う捜査に協力しなければならない。

3 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への届出を怠ったと認められるときは、区の契約から排除する措置を講ずることができる。

自動車の使用に関する特記仕様書

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

1. ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
3. 低公害・低燃費な自動車に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。